

放射線管理要領

令和元年7月25日
環境安全保健機構長裁定制定

(目的)

第1条 この要領は、京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程（令和元年達示第50号。以下「規程」という。）に基づき、放射線の安全管理に関する具体的な事項を定め、放射線に関する学内外の安全の確保を目的とする。

(用語)

第2条 この要領における用語の定義は、規程第2条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) エックス線装置 1 MeV 未満のエックス線を発生する装置で定格電圧が 10 kV 以上の装置
- (2) 特定電子顕微鏡 定格電圧が 300 kV を超える電子顕微鏡又は定格電圧が 100 kV 以上 300 kV 以下であって定格運転時に装置表面から 10 cm における実効線量率の実測値の最大が 600 nSv 毎時を超える電子顕微鏡
- (3) イオン加速装置 30 kV を超えてイオンを加速する装置であって、定格運転時に装置表面から 10 cm における実効線量率の実測値の最大が 600 nSv 毎時を超える装置のうち放射線発生装置でない装置
- (4) 取扱等業務 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務
- (5) エックス線業務 エックス線等装置の取扱い又は管理の業務
- (6) 学外申請者 派遣等登録者以外の学外者であって、取扱等業務に従事するための許可を本学の事業所において受けようとする者
- (7) R I 学外者 本学の事業所において取扱等業務に従事するための許可を当該事業所において受けた学外申請者
- (8) エックス線学外申請者 派遣等登録者又はエックス線派遣登録者以外の学外者であって、部局においてエックス線業務に従事するための許可を当該部局において受けようとする者
- (9) エックス線学外者 部局においてエックス線業務に従事するための許可を当該部局において受けたエックス線学外申請者
- (10) R I 登録申請者 学内登録者又は派遣等登録者としての登録を受けるための申請を行う者

- (11) エックス線登録申請者 エックス線学内登録者又はエックス線派遣等登録者としての登録を受けるための申請を行う者
- (12) 申請者 R I 登録申請者及びエックス線登録申請者
- (13) 表示付認証機器 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第12条の5第2項に定める表示付認証機器
- (14) 事業所部局 事業所を持つ部局
- (15) 装置部局 事業所部局以外でエックス線等装置を管理する部局
- (16) 登録者部局 事業所部局及び装置部局以外の部局

2 エックス線等装置とは、次の各号に掲げる装置をいう[1]。

- (1) エックス線装置
- (2) 特定電子顕微鏡
- (3) イオン加速装置
- (4) エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置
- (5) 付随的にエックス線その他の放射線を発生し、定格運転時に装置表面から10 cm における実効線量率の実測値の最大が600 nSv 毎時を超える装置のうち、前各号及び放射線発生装置以外の装置

（エックス線等装置）

第3条 エックス線等装置を管理する部局の長は、エックス線等装置ごとに使用責任者を置かなければならない。

2 エックス線等装置の取扱い及び管理については、放射線障害予防小委員会（以下「小委員会」という。）が別に定める。

（放射線取扱主任者の講習）

第4条 法第36条の2第1項の規定に基づき放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が受けなければならない放射線取扱主任者定期講習（以下この条において「講習」という。）の対象者の区分及び講習を受けるべき期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 主任者に選任された後講習を受けていない者（選任前1年以内に講習を受けている者を除く。） 主任者に選任された日から1年以内
- (2) 主任者（前号に掲げる者を除く。） 前回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から3年以内

（放射線取扱主任者及び放射線管理責任者）

第5条 機構は、部局からの報告に基づき、主任者、代理者及び放射線管理責任者（以下「管理責任者」という。）の一覧を作成し、管理するものとする。

2 機構は、事業所部局から主任者の選任又は解任の報告があったとき及び代理者の代理の期間が30日を超える旨の報告があったとき、原子力規制委員会に所定の届出をしなければならない。

3 管理責任者は、第一種放射線取扱主任者免状を有する者でなければならない。ただし、小委員会の委員長が相応の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（主任者及び管理責任者の職務）

第6条 事業所及び事業所部局における主任者の職務は、表1（ア）欄のとおりとする。

2 事業所及び事業所部局における放射線管理責任者（以下「管理責任者」という。）の職務は、それぞれ、表1（イ）欄及び表1（ウ）欄のとおりとする。

3 装置部局及び登録者部局における管理責任者の職務は、それぞれ、表1（エ）欄及び表1（オ）欄のとおりとする。

（事業所を持たない部局に置く委員会）

第7条 規程第9条第4項により事業所を持たない部局に置く委員会（以下この条において「委員会」という。）は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 部局の長

(2) 部局の管理責任者

(3) その他部局の長が必要と認める者 若干名

2 委員会に委員長を置き、部局の長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 放射線障害の防止上重要な計画

(2) 異常及び事故の原因調査

(3) その他委員会が定める事項

5 委員会は、部局における放射線障害の防止について機構と必要な連絡調整を行い、必要に応じて機構に助言又は指示を求めるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

（新規登録）

第8条 本学において初めて学内登録者又はエックス線学内登録者として登録を受けようとする者は、表2（ア）欄の項目を記載した書類及び表2（ウ）欄の記録を有する者であってはその写しを添えて、所属部局に申請する。

- 2 本学において初めて派遣等登録者又はエックス線派遣等登録者として登録を受けようとする者は、表2（イ）欄の項目を記載した書類及び表2（ウ）欄の記録を有する者にあつてはその写しを添えて、受入部局に申請する。
- 3 前2項の申請を受けた所属部局又は受入部局の長は、当該申請を行った者に登録前教育訓練を受講させ、及び従事前健康診断を受診させなければならない。
- 4 所属部局又は受入部局の長は、登録前教育訓練を受講し、かつ、従事前健康診断を受診した者を機構長に報告し、機構長はその者を登録者として登録するものとする。
- 5 登録者としての登録は、年度内に限り有効とする。

（登録の更新）

- 第9条 学内登録者又はエックス線学内登録者は、登録を受けた年度の翌年度も登録を更新しようとする場合、表2（ア）欄の項目を記載した書類を添えて、所属部局に申請する。
- 2 派遣等登録者又はエックス線派遣等登録者は、登録を受けた年度の翌年度も登録を更新しようとする場合、表2（イ）欄の項目を記載した書類を添えて、受入部局に申請する。
 - 3 前2項の申請は、登録を受けた年度が終了するまでに行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると所属部局又は受入部局の長が認めた場合は、登録を受けた年度の翌年度に申請できるものとする。
 - 4 第1項又は第2項の申請を受けた部局の長は、その旨を機構長に報告し、機構長は報告を受けた申請者の登録を更新するものとする。
 - 5 機構長は、第1項又は第2項の申請を行った者が、現に登録を受けている年度において、受講すべき直近の教育訓練を受講していなかった場合又は受診すべき直近の健康診断を受診していなかった場合、前項の登録をしてはならない。ただし、部局の長が教育訓練の受講又は健康診断の受診ができなかった理由を機構長に報告し、機構長が当該理由をやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（登録の停止）

- 第10条 部局の長は、登録者が受講すべき直近の教育訓練を受講しなかった場合、受診すべき直近の健康診断を受診しなかった場合等、安全管理上問題があると認めた場合は、当該登録者の登録の停止を機構長に具申することができる。
- 2 前項の具申を受けた機構長は、当該登録者の登録を停止する。

- 3 機構長は、安全管理上の問題が解決したと認めた場合は、前項による登録の停止を解除することができる。

（R I 登録前教育訓練）

第11条 規程第11条第1項のR I 登録申請者が受講すべき教育訓練の項目及び時間数は、表3（ア）欄のとおりとする[2]。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育訓練の省略の願い出を行ったR I 登録申請者であって、次の各号のいずれかの理由により、表3（ア）欄に掲げる項目について十分な知識及び技能を有していると小委員会の委員長が認めたものに対しては、これらの項目の一部又は全部を省略することができる[3]。

- (1) かつて規程第11条第1項の教育訓練を受講した者である。
- (2) 第一種放射線取扱主任者免状を有する者である。
- (3) 本学以外において第1項に相当する教育訓練を受講した者である。
- (4) R I 登録申請者が所属する部局の長が、当該申請者が前項の項目について十分な知識及び技能を有していると判断し、その理由を小委員会の委員長が認めた者である。

- 3 規程第11条第1項の教育訓練の結果及び前項の省略判定の結果は、機構が記録し、保存する。

（R I 特別教育訓練）

第12条 機構は、規程第11条第1項の教育訓練を受講した者に対して、その者が所属する部局の長の依頼に基づいて、表3（ア）欄に掲げる項目の実習を行うことができる。

- 2 前項の実習の内容は、小委員会が決定する。

（エックス線登録前教育訓練）

第13条 規程第11条第2項のエックス線登録申請者が受講すべき教育訓練の項目及び時間数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 放射線の人体に与える影響 30分
- (2) エックス線等装置の安全な取扱い及び放射線に関する事故事例 1時間
- (3) 関係する法令及び学内規程 30分

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる項目を記載した書類により省略の願い出を行ったエックス線登録申請者であって、エックス線業務について十分な知識及び技能を有していると小委員会の委員長が認めたものについては、前項第1号及び第2号に掲げる項目を省略することができる。

- (1) エックス線作業主任者免状を有する場合は、その取得日及び登録番号

- (2) エックス線作業に従事したことがある場合は、その機関名及びその機関において前項第1号から第3号に掲げる項目について受けた教育の記録の写し
- 3 規程第11条第2項の教育訓練の結果及び前項の省略判定の結果は、機構が記録し、保存する。

(部局が行う登録前教育訓練)

- 第14条 部局の長は、規程第11条第5項により教育訓練を実施するに当たっては、あらかじめその内容について機構の了承を得なければならない。
- 2 規程第11条第5項により実施する教育訓練の項目及び時間数は、規程第11条第1項の教育訓練にあつては表3（ア）欄のとおりとし、規程第11条第2項の教育訓練にあつては前条第1項各号に掲げるとおりとする。
- 3 部局の長は、規程第11条第5項により教育訓練を実施した場合、実施した日と受講した者を機構に報告しなければならない。
- 4 部局が規程第11条第5項により実施した教育訓練の結果は、機構が記録し、保存する。

(登録者教育訓練)

- 第15条 機構及び部局が行う登録者教育訓練の項目及び時間数は、表3（イ）欄のとおりとする。
- 2 登録者教育訓練の省略の願い出を行った学内登録者又は派遣等登録者であつて、表3（イ）欄に示す全項目について十分な知識及び技能を有していると小委員会の委員長が認めたものについては、登録者教育訓練を受講したものとみなす。
- 3 登録者教育訓練の結果（前項により登録者教育訓練を受講したものとみなした場合、その旨）は、機構が記録し、保存する。

(エックス線特別教育)

- 第16条 機構は、エックス線等装置に関連する法令の改正、事故の発生その他エックス線の安全利用に関して注意を喚起しなければならないと判断したときは、その理由を付してエックス線登録者にエックス線特別教育を受講させることができる。
- 2 前項の教育の対象者、項目及び方法については、小委員会が決定する。
- 3 第1項の教育の結果は、機構が記録し、保存する。

(健康診断)

- 第17条 申請者は、機構が実施する従事前健康診断を受診しなければならない。

- 2 登録者は、4月1日及び10月1日を始期とする6月の間にそれぞれ1回、機構が行う定期健康診断を受診しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、従事前健康診断及び定期健康診断は、機構以外が実施する同じ項目の健康診断に代えることができる。

(健康診断の項目)

第18条 機構が実施する従事前健康診断及び定期健康診断における検査又は検診の項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 白血球数及び白血球百分率
 - (2) 赤血球数及び血色素量又はヘマトクリット値
 - (3) 白内障に関する眼
 - (4) 皮膚
- 2 従事前健康診断及び定期健康診断における問診の項目は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 被ばく歴の有無
 - (2) 被ばく歴を有する者は、被ばく線量、被ばく作業の場所、被ばく作業の内容、被ばく作業の時期、放射線障害の有無その他放射線による被ばくに関する事項
 - (3) 自覚症状
- 3 従事前健康診断においては、前項の問診の結果に基づき医師が不要と判断した場合は、第1項第3号の項目を省略することができる。
- 4 定期健康診断においては、第2項の問診の結果に基づき医師が不要と判断した場合は、第1項各号の項目の一部又は全部を省略することができる。

(特別健康診断)

第19条 部局の長は、当該部局が管理する事業所の境界内において次の各号の一に該当する者が生じた場合、遅滞なく、その者に健康診断を受けさせなければならない。

- (1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した者
- (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない者
- (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれがある者
- (4) 内部被ばくによる線量が3月につき2 mSvを超えた者
- (5) 外部被ばくによる線量が1月につき5 mSvを超えた者
- (6) 内部被ばくによる線量と外部被ばくによる線量の合計が1年につき20 mSvを超えた者

- (7) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれがある者
- 2 部局の長は、当該部局が管理するエックス線等装置において、前項第5号又は第7号に該当する者が生じた場合、遅滞なく、その者に健康診断を受けさせなければならない。
- 3 部局の長は、前2項の健康診断（以下「特別健康診断」という。）の結果を機構長に報告し、機構長が指示する保健上必要な措置を講じなければならない。
- 4 特別健康診断の項目については、診断を行う医師が決定するものとする。

（健康診断の記録）

- 第20条 機構は、従事前健康診断若しくは定期健康診断を実施し、又は部局の長から特別健康診断の結果の報告を受けた場合、その都度、次の各号に掲げる項目について記録するものとする。
- (1) 実施年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 健康診断を行った医師名
- (4) 健康診断の結果
- (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 2 機構は、前項の記録を、永久に保存するものとする。
- 3 機構は、健康診断を受診した者に対し、その都度、第1項による当該健康診断の記録の写しを交付するものとする。

（エックス線従事者の手続）

- 第21条 部局においてエックス線業務に従事しようとする者は、当該業務において使用するエックス線等装置の使用責任者に、使用しようとするエックス線等装置ごとに申請書を提出しなければならない。
- 2 前項の提出を受けた使用責任者は、当該提出を行った申請者が次の各号に掲げる条件を満たすことを確認するものとする。
- (1) 第13条第1項に相当する教育訓練を受講したこと。
- (2) 直近の1年以内に従事前健康診断又は定期健康診断に相当する健康診断を受診したこと。
- 3 第1項の申請書に記載しなければならない項目は、申請者の氏名、生年月日、性別、所属部局若しくは受入部局又は所属機関及び身分、申請者が登録者の場合にあつては登録番号並びに使用するエックス線等装置の名称及び当該装置の登録番号とする。

- 4 エックス線学外申請者は、第1項の申請書に、第2項各号の条件を満たすことを示す書類を添付しなければならない。
- 5 使用責任者は、第1項の申請を行った者に対し、本要領、使用するエックス線等装置の安全上の注意事項その他安全を確保するための教育（以下「使用前教育」という。）をしなければならない。
- 6 使用責任者は、第1項の申請を行った者が透過写真撮影業務を行う場合、当該者に対し、次の各号に掲げるもののうち、当該者が受講した規程第11条第1項の教育訓練又は規程第11条第2項の教育訓練及び使用前教育では不足する項目及び時間数の教育を行わなければならない。
 - (1) 透過写真の撮影の作業の方法 1時間30分
 - (2) エックス線装置の構造及び取扱いの方法 1時間30分
 - (3) 電離放射線の生体に与える影響 30分
 - (4) 関係法令 1時間
- 7 使用責任者は、第1項の申請を受理した場合において、第2項各号の条件を満たし、かつ、前2項の教育を受講した者を当該エックス線等装置のエックス線従事者として許可し、第3項の項目及び使用前教育を行った日を記載した一覧を年度ごとに作成するものとする。
- 8 前項の許可は、当該許可を受けた年度内に限り有効とする。

（放射線測定器の保守及び測定の信頼性を確保するための措置）

第22条 機構は、放射線障害のおそれのある場所の測定並びに放射線施設に立ち入った者の被ばく線量の測定に係る放射線測定機器等が、常に正常な機能を維持するための措置を行う。

2 措置の実施に係る事項は機構が定める。

（機構による外部被ばくの測定）

第23条 機構は、登録者の申出により外部被ばくによる線量の測定を個人被ばく線量計によって行う。

2 前項の測定は、次の方法による。

- (1) 男子は胸部について、女子は腹部について1cm線量当量、3mm線量当量及び70 μ m線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められる線量当量の測定を行う。
- (2) 前号以外の部位の被ばく線量が大きくなることが予想される場合は、当該部位についても1cm線量当量、3mm線量当量及び70 μ m線量当量のうち、適切と認められる線量当量の測定を行う。

- 3 第1項の測定の期間は、登録者が管理区域に立ち入っている間又はエックス線業務に従事している間とし、当該測定の結果は、1月ごとに機構が集計して記録し、保存する。
- 4 エックス線登録者に係る第1項の測定の結果は、当該登録者の所属部局又は受入部局の事業所の主任者が確認する。ただし、当該部局が装置部局又は登録者部局である場合は、放射性同位元素総合センター又は放射性同位元素総合センター分館の主任者が確認する。

(部局による外部被ばくの測定)

- 第24条 部局がR I 従事者又はエックス線従事者に対して外部被ばくによる線量を測定する場合は、ガラス線量計、ポケット線量計等の部局が配付する個人被ばく線量計を用いなければならない。この場合における測定の方法は、前条第2項の方法に準ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、個人被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によって得た線量の値を測定値とみなすものとする。
 - 3 部局の長は、前項により測定を行う場合は、あらかじめ小委員会の承認を得なければならない。
 - 4 第1項の測定は、登録者が管理区域に立ち入っている間又はエックス線業務に従事している間行い、1月ごとに集計する。
 - 5 第1項及び第2項の測定の結果は、対象となる者の所属部局又は受入部局の事業所の主任者が確認する。ただし、当該部局が装置部局又は登録者部局である場合は、放射性同位元素総合センター又は放射性同位元素総合センター分館の主任者が確認する。
 - 6 第1項及び第2項の測定の結果は、当該測定を行った部局が記録し、機構が保存する。ただし、登録者以外の者の測定結果の記録の保存については、施設長が行う。
 - 7 第1項又は第2項の測定の結果、1月につき0.1 mSv以上の被ばくがあった場合、当該部局の長は、速やかにその旨を機構に報告する。
 - 8 前項の報告を受けた機構は、報告の内容を記録し、保存する。

(内部被ばくの測定)

- 第25条 機構は、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第55条に定めるところにより、密封されていない放射性同位元素を取り扱う作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所（以下「作業室等」という。）の空気中の放射性同位元素の濃度を、1月以内ごとに1回測定する。

- 2 前項の測定は、第22条に定める保守及び測定の信頼性を確保するための措置を受けた放射線測定器を用いて行わなければならない。
- 3 機構は、前項の測定の日時、測定した者の氏名、放射性同位元素の濃度並びに測定した放射線測定器の種類及び型式を記録し、これらを当該作業室等を有する事業所の施設長に通知するものとする。
- 4 第1項の測定結果から、作業室等において取扱等業務に従事する者の内部被ばくによる線量を算定する方法は、小委員会が別に定める。
- 5 施設長から通知を受けた内部被ばくによる線量の算定結果は、機構が保存する。

(被ばくによる線量の記録と交付)

- 第26条 機構は、第23条から前条までの測定及び算定の結果から、実効線量及び等価線量を算定し、当該算定に係る登録者の氏名、算定年月日、算定した者の氏名、算定対象期間、実効線量及び等価線量並びに組織名について記録し、永久に保存する。
- 2 機構長は、前項の算定の結果を確認し、第24条から前条までの測定及び算定の結果とともに、登録者に交付するものとする。

(新設改廃等)

- 第27条 部局の長は、放射線施設を新設し、又は改廃しようとする場合及び放射性同位元素等の数量変更等による法令等に基づいた承認申請又は届出をしようとする場合、新設若しくは改廃又は数量変更等の内容等を記載した申請書に、法令に基づき原子力規制委員会に提出する申請書の案を添えて、機構に申請する。
- 2 前項の申請があった場合、機構の放射線管理部門が申請書及び添付された原子力規制委員会への申請書案を確認し、必要があれば前項により記載されている担当者に修正を指示する。
 - 3 前項において不備がないことが確認された場合、機構は第1項の申請について了承する。
 - 4 部局の長は、エックス線等装置を新設し、又は改廃しようとする場合、小委員会が定める様式により当該新設又は改廃の日の45日前までにその旨を機構に届け出なければならない。
 - 5 部局の長は、次の各号に掲げる装置を新設した場合は、小委員会が定める様式によりその旨を機構に届け出て、当該装置がエックス線等装置に該当しないことの確認を受けなければならない。
 - (1) 定格電圧が100 kV以上300 kV以下であって特定電子顕微鏡でない電子顕微鏡

- (2) 放射線発生装置及び電子顕微鏡以外の荷電粒子を加速する装置又は付随的に
エックス線その他の放射線を発生する装置であって定格運転時に装置表面か
ら 10 cm における実効線量率の実測値が最大 600 nSv 毎時以下の装置

(点検頻度と項目)

第 28 条 規程第 18 条に定める点検（以下「定期自主点検」という。）の頻度
は、1 年に 2 回とする。

- 2 施設等における定期自主点検の項目等は小委員会が定め、部局の長に通知する
ものとする。

(機構の調査及び点検)

第 29 条 規程第 19 条第 1 項及び第 2 項に定める調査及び点検を実施する時
期、方法及び項目は、小委員会が定める。

(放射線管理状況報告書)

第 30 条 機構は、事業所から提出された放射線管理状況報告書を、法令等に定
められた期限までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

(放射線の量の測定)

第 31 条 事業所における放射線の量の測定方法は、小委員会が別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業所は、前項により小委員会が定める方法とは
異なる方法によって放射線の量を測定することができる。

(汚染の状況の測定等)

第 32 条 放射線障害が発生するおそれのある場所についての放射線の量及び放
射性同位元素等による汚染の状況（以下この条において「汚染の状況」とい
う。）の測定方法、汚染の有意の判定方法及び汚染があると認められた場合に
講じるべき措置については、小委員会が別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業所は、前項により小委員会が定める方法とは
異なる方法によって汚染の状況を測定し、汚染の有意を判定することができ
る。

(遵守事項)

第 33 条 施設長は、次の各号に掲げる事項について定めなければならない。

- (1) 共通的な事項：放射性同位元素又は放射線発生装置を使用することができる
場所、条件、数量など当該事業所の承認証記載条件の確認方法、経験の少な
い者への対応方法、整理整頓の励行、不要な機器等の持込みの禁止、個人被

ばく線量計の装着、被ばくの低減、記録の義務、飲食・喫煙の禁止、緊急時の措置

(2) 密封されていない放射性同位元素を使用する場合の事項：実験中の汚染検査、汚染の拡がりの防止、退出時の汚染検査

(3) 密封された放射性同位元素を使用する場合の事項：線源使用後の破損の有無の確認方法、（以下該当する線源のみ）インターロックなどの安全装置の位置の周知方法、緊急時の使用室からの脱出方法

(4) 放射線発生装置を使用する場合の事項：（以下該当する放射線発生装置のみ）インターロックなどの安全装置の位置の周知方法、緊急時の使用室からの脱出方法

（排気中濃度の計算）

第34条 事業所における排気中の放射性同位元素の濃度を計算によって評価する方法は、小委員会が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、事業所は、規程第9条により当該事業所に置く委員会において定める計算方法により、排気中の放射性同位元素の濃度を評価することができる。

（表示付認証機器等）

第35条 本学の教職員及び学生、派遣等登録者、エックス線派遣等登録者、RI学外者並びにエックス線学外者は、表示付認証機器及び下限数量以下の密封されている放射性同位元素を使用することができる。

2 前項の使用及び管理に関し必要な事項は、小委員会が別に定める。

（複合原子力科学研究所の特例）

第36条 規程第25条の定めにより複合原子力研究所に適用しないこととなる規定のほか、第24条第3項及び第6項、第25条第5項並びに第26条の規定は、複合原子力科学研究所には適用しない。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月28日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

注記

- [1] 電離則における放射線装置は以下の４種であるが、４）の全てと２）のうち放射線発生装置は障害防止法で管理するのでエックス線等装置から除外する。また、付随的に放射線を発生し得る装置をエックス線等装置に含める。従って、放射線装置とエックス線等装置は内容が異なる。
- １）エックス線装置
 - ２）荷電粒子を加速する装置
 - ３）エックス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置
 - ４）放射性物質を装備している機器
- [2] 日本放射線安全管理学会の提言：(a) ３０分以上、(b) １時間以上、(c) ３０分以上をコアとし、オプションとして、非密封３０分、密封３０分、発生装置３０分、動物実験３０分、病院１～３時間
- [3] 外国人の短期在留の場合は第２項(3)と(4)を適用

表 1

職務内容	(ア) 主任者	管理責任者			
		(イ) 事業所	(ウ) 事業所 部局	(エ) 装置部 局	(オ) 登録者 部局
(1) 事業所の放射線障害予防規程の案の作成	○	—	—	—	—
(2) 事業所の放射線障害の防止上重要な計画の立案	○	—	—	—	—
(2) 部局の放射線障害の防止上重要な計画の立案	○	—	○	○	○
(3) 事業所における法令等に基づく申請、届出及び報告	○	—	—	—	—
(3) 部局における法令等に基づく申請、届出及び報告	—	—	○	○	○
(4) 原子力規制委員会による事業所への立入検査等の立会い	○	○	—	—	—
(5) 事業所における異常及び事項の原因調査	○	○	—	—	—
(5) 部局における異常及び事故の原因調査	○	—	○	○	○
(6) 放射線に関する安全を確保するための部局の長への意見の具申	○	○	○	○	○
(6) 放射線に関する安全を確保するための主任者への意見の具申	—	○	○	—	—
(7) 事業所における使用状況、施設、帳簿等の監査	○	—	—	—	—
(8) 事業所における法令等の遵守の確認	—	○	—	—	—
(8) 部局における法令等の遵守の確認	○	—	○	○	○
(9) 事業所における RI 従事者の安全管理	○	○	—	—	—
(9) 部局におけるエックス線従事者の安全管理	○	—	○	○	—
(9) 部局における登録者の安全管理	○	—	○	○	○

職務内容	(ア) 主任者	管理責任者			
		(イ) 事業所	(ウ) 事業所 部局	(エ) 装置部 局	(オ) 登録者 部局
(10) 関係者への助言、勧告及び指示	○	○	○	○	○
(11) 主任者の職務補助	—	○	—	—	—
(12) その他部局及び事業所における放射線障害の防止に関して部局の長が必要と認める事項	○	○	○	○	○

表 2

(ア) 氏名、所属部局、身分、生年月日、性別、連絡先、学内登録とエックス線学内登録の別

(イ) 氏名、所属する会社等の名称、身分、生年月日、性別、連絡先、派遣等登録とエックス線派遣等登録の別

(ウ) 被ばく歴・健康診断・教育訓練の記録

表 3

項 目		(ア) R I 登録 前教育訓練	(イ) 登録者教 育訓練
1.	放射線の人体に与える影響	30分	15分
2.	放射性同位元素等、放射線発生装置及びエックス線等装置の安全な取扱並びに放射線に関する事故事例	3時間(1)	30分
3.	関係する法令及び機構が定めた予防 規程	30分	15分
(1) 内訳は放射線の安全取扱に関する基礎1時間、密封された放射性同位元素の安全取扱30分、密封されていない放射性同位元素の安全取扱30分、放射線発生装置及びエックス線等装置の安全取扱30分、放射線に関する事故事例30分			
A	部局の登録者	機構	機構が記録
B	事業所の学外者	事業所（予防規程で定める）	事業所が記録
C	部局のエックス線学外者	部局（要領で定める）	部局が記録
D	部局独自のエックス線従事者	部局（小委員会に申請）	部局が記録、有意なら機構も記録
E	事業所独自の従事者	事業所（予防規程で定める）	事業所が記録、有意なら機構も記録